

令和7年3月5日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条第4項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年1月20日付6住経企第737号により、当審議会に対して諮問された「都営住宅等の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「都営住宅等の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「都営住宅等の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、都営住宅等の管理に関する事務（以下「本件事務」という。）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、現時点で把握している情報を基に個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生に関して考慮すべきリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じることができるよう準備が進められているものと認められる。

引き続き準備を進めていく上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 委託等の取扱いについて

- (1) 本件事務は40万人以上の入居者等の情報を取り扱っており、大規模な業務と言えることに鑑みると、これを委託により処理することは妥当と考えられる。一方、委託は情報漏えい等のリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要である。
- (2) 本件事務については、都営住宅管理システムの運用委託及び都営住宅等の管理業務委託が行われており、それぞれ現行の契約に基づき適正な管理監督が行われている。現行の管理監督の水準を維持しつつ、特定個人情報ファイルの取扱いの開始後に必要となる事項を追加するなど、契約内容に不備・不足等が発生しないよう、関係各所と入念な調整を行うこと。
- (3) 本件事務で取り扱う情報には特段の配慮を要するものも含まれることから、厳格かつ的確な管理監督に努めること。

特に、都営住宅等の管理業務委託については、受託者及び再委託先

(以下「受託者等」という。)が直接特定個人情報を取り扱うこととなることから、都としても委託者の立場から受託者等が委託契約等において取り決めた事項を遵守しているか監督し、受託者等において都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認すること。また、受託者が指定管理者であることも考慮し、既存の評価制度等も活用して厳格な管理監督に努めること。

2 紙媒体の取扱い及び保管について

本件事務については、一定量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、受託者等に厳格な運用管理を求めるとともに、都職員による保管状況の確認や廃棄時の立会いの実施等、効果的な管理手法の構築に努めること。

なお、本件事務については都民から郵送によっても届出を受け付けることから、その際の留意点の周知には特段の工夫を検討すること。

3 外部記録媒体の取扱いについて

本件事務については、多量の特定個人情報を外部記録媒体に保管し、運搬することが見込まれている。外部記録媒体は、大容量のデータを記録できる一方、一度の紛失等により大量の情報漏えい等が発生するリスクがある。媒体を授受する際の双方確認、保管中の確実な施錠、速やかかつ完全なデータ削除、以上の実施手順を遵守することを都職員及び受託者等に教育するなど、厳格な運用管理に努めること。

4 評価書等の点検・整備・活用について

現時点で未確定の事項について、今後、記載すべき事項が確定したことを把握した場合は、評価書を速やかに修正・公表し、特定個人情報の取扱いについての透明性を高め、都民の信頼を確保するよう努めること。

また、特定個人情報ファイルの取扱いの開始までには具体的な手順や体制について不明瞭な点がないよう整備し、マニュアル等を適切に作成して都職員及び受託者等へ周知徹底するなど、万全の体制を整えること。作成したマニュアル等や根拠資料として提出された関係規程等についても、定期的な点検・整備を継続すること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和7年1月20日	諮問
令和7年2月3日及び5日	本評価書案概要説明・審議 (第95回特定個人情報保護評価部会)
令和7年2月27日	審議(第96回特定個人情報保護評価部会)
令和7年3月5日	「都営住宅等の管理に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃